

定款

一般社団法人 アスリートヨガ事務局

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人アスリートヨガ事務局と称し、英文では、Athleteyoga Exective office と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、アスリートへ向けたヨガを統括し代表する団体として、ヨガの普及と振興を図り、もって国民の心身の健全な発達や、豊かな人間性の涵養を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため次の事業を行う。

- ① ヨガに関する講座、セミナー、育成
- ② ヨガ指導に関する業務委託
- ③ ヨガに関する体験活動
- ④ ヨガに関する相談助言
- ⑤ ヨガに関する調査及び資料収集
- ⑥ ヨガに関する技術開発、研究開発
- ⑦ ヨガに関する資格付与
- ⑧ ヨガに関する提言、普及啓発活動
- ⑨ ヨガに関する広報活動
- ⑩ 体育用具、書籍、映像、健康食品、日用品雑貨の販売
- ⑪ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第三章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(入社)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前2条の場合の他、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 総社員が同意したとき。
- ② 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 社員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- ⑧ 基本財産の処分の承認
- ⑨ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会に置ける議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- ① 社員の除名
- ② 監事の解任
- ③ 定款の変更
- ④ 解散及び残余財産の処分
- ⑤ 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- ⑥ 基本財産の処分
- ⑦ その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第四章 役員

(役員を設置)

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 3 名以上 10 名内
 - ② 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち 1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。)の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところによりこの法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人にたいして事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。
- 4 理事または監事は、第19条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事または監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第 26 条 この法人は、理事又は監事の役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事又は監事との間で、これらの者の前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額までとする。

第五章 理事会

(理事会の設置)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
 - ② 理事の職務の執行の監督
 - ③ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - ④ 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
 - ⑤ 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な使用人の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
 - ⑥ 第 26 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(開催)

第 29 条 通常理事会は、毎年定期に、年 1 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- ① 代表理事が必要と認めたとき。
- ② 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- ③ 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- ④ 監事から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条に規定する場合において必要があ

ると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。

⑤ 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第30条 理事会は代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 前2項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第34条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第21条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第六章 資産及び会計

(基本財産)

第 36 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産にてについては、その半額以上を第 4 条第 1 号から第 7 号までの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に 終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
 - ② 事業報告の附属明細書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - ⑤ 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - ⑥ 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - ① 監査報告
 - ② 理事及び監事の名簿
 - ③ 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - ④ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第七章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 40 条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 41 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与する。

第八章

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

(最初の事業年度)

第 45 条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成 28 年 9 月 30 日までとする。

(設立時の役員等)

第 46 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 原熊 健国 河合 呂美 宇野 美紀

設立時代表理事 原熊 健国

設立時監事 綿本 哲